

用地調査等共通仕様書（別記）新旧対照表

改 正 前	改 正 後																				
<p>「別記1」建物等区分表</p> <p>表1 建物区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部の木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造物の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕 ～ 非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 〔略〕</p> <p>(1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受電設備を除く。）、<u>ソーラーパネル等</u>発電設備等）</p> <p>(2) ～ (11) (略)</p> <p>表2 (略)</p> <p>表3 立竹木等区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庭 木 等</td> <td> <p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹</p> <p><u>住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており</u>、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、<u>喬木</u>（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木<u>及びびまていちく等の観賞用竹</u>をいう。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部の木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造物の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕 ～ 非木造建物〔Ⅱ〕	〔略〕	区 分	判 断 基 準	庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹</p> <p><u>住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており</u>、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、<u>喬木</u>（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木<u>及びびまていちく等の観賞用竹</u>をいう。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>	<p>「別記1」建物等区分表</p> <p>表1 建物区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木造建物〔Ⅰ〕</td> <td>土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部の木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造物の形状・材種、間取り等が一般的と判断される<u>平家建</u>又は2階建の建物</td> </tr> <tr> <td>木造建物〔Ⅱ〕 ～ 非木造建物〔Ⅱ〕</td> <td>〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 〔略〕</p> <p>(1) 電気設備（電灯設備、動力設備、受・変電設備（キュービクル式受電設備を除く。）、<u>太陽光</u>発電設備（<u>建材型</u>）等）</p> <p>(2) ～ (11) (略)</p> <p>表2 (略)</p> <p>表3 立竹木等区分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庭 木 等</td> <td> <p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、<u>観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの</u>（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次<u>に掲げる種別</u>により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹</p> <p>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、<u>高木</u>（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、生垣用木、<u>特殊樹（観賞用材を含む）</u>をいう。</p> <p>①<u>高 木</u> モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②<u>株 物</u> アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きにならないものをいう。</p> <p>③<u>玉 物</u> マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部の木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造物の形状・材種、間取り等が一般的と判断される <u>平家建</u> 又は2階建の建物	木造建物〔Ⅱ〕 ～ 非木造建物〔Ⅱ〕	〔略〕	区 分	判 断 基 準	庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、<u>観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの</u>（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次<u>に掲げる種別</u>により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹</p> <p>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、<u>高木</u>（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、生垣用木、<u>特殊樹（観賞用材を含む）</u>をいう。</p> <p>①<u>高 木</u> モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②<u>株 物</u> アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きにならないものをいう。</p> <p>③<u>玉 物</u> マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全</p>
区 分	判 断 基 準																				
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部の木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造物の形状・材種、間取り等が一般的と判断される平屋建又は2階建の建物																				
木造建物〔Ⅱ〕 ～ 非木造建物〔Ⅱ〕	〔略〕																				
区 分	判 断 基 準																				
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹</p> <p><u>住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されており</u>、観賞上の価値を有すると認められる立木であって、<u>喬木</u>（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、特殊樹、生垣用木<u>及びびまていちく等の観賞用竹</u>をいう。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>																				
区 分	判 断 基 準																				
木造建物〔Ⅰ〕	土台、柱、梁、小屋組等の主要な構造部の木材を使用し、軸組（在来）工法により建築されている専用住宅、共同住宅、店舗、事務所、工場、倉庫等の建物で主要な構造物の形状・材種、間取り等が一般的と判断される <u>平家建</u> 又は2階建の建物																				
木造建物〔Ⅱ〕 ～ 非木造建物〔Ⅱ〕	〔略〕																				
区 分	判 断 基 準																				
庭 木 等	<p>まつ、かや、まき、つばき等の立木で、<u>観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの</u>（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次<u>に掲げる種別</u>により区分する。</p> <p>A 観 賞 樹</p> <p>観賞上の価値を有すると認められる立木であって、<u>高木</u>（針葉樹及び広葉樹）、株物類、玉物類、生垣用木、<u>特殊樹（観賞用材を含む）</u>をいう。</p> <p>①<u>高 木</u> モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が概ね明らかで、樹高が大きくなるものをいう。</p> <p>②<u>株 物</u> アジサイ、ナンテンなどのように、通常幹又は枝が根元から分枝したもので、樹高が大きにならないものをいう。</p> <p>③<u>玉 物</u> マメツゲ、ツツジなどのように枝葉が地上近くまで繁茂し、全</p>																				

					<p><u>体として球状を呈し、樹高が大きくなるもの</u>をいう。</p> <p>④生垣 宅地等の境界付近において直線的に密植したもので、<u>囲障に相当するもの</u>をいう。</p> <p>⑤特殊樹 ①～④に相当するものを除く。</p>
	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>B <u>効用樹</u> 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C <u>風致木</u> 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために敷地内に植栽されている立木をいう。</p> <p>D <u>その他</u></p>				<p>B <u>利用樹</u> 防風、防雪その他の効用を目的として植栽されている立木で、主に屋敷回りに生育するものをいう。</p> <p>C <u>風致木</u> 名所又は旧跡の風致保存を目的として植栽されている立木又は風致を保たせるために植栽されている立木をいう。</p> <p>D <u>地被類</u> <u>鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、木本系及び草本系をいう。</u></p> <p>①木本系 <u>ササ類など地上部が木質に近く株状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</u></p> <p>②草本系 <u>リュウノヒゲなどの地上部が草状の葉や茎となり、株状に生育するもの及びシバザクラなど草状の低い地上部が地面を這うように面状に生育するものをいい、自然発生のものを除く。</u></p> <p>E <u>芝類</u> <u>鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、日本芝及び西洋芝をいう。</u></p> <p>①日本芝 <u>高麗芝、野芝のように冬季は枯れて冬眠に入るが、根は越冬し、暑さに強い芝類をいい、自然発生のものを除く。</u></p> <p>②西洋芝 <u>ケンタッキーブルーグラスのように冬季でも緑を保つが暑さに弱い芝類をいい、自然発生のものを除く。</u></p> <p>F <u>ツル性類</u> <u>鑑賞等を目的に植え付けられた多年生植物で、自ら直立することなく地上を這い、あるいは他の物への巻き付きや吸着根により壁面、支柱、柵の登坂又は下垂する茎を持つもの（木質化するものを除く。）をいい、自然発生のものを除く。</u></p> <p>G <u>その他</u> <u>観賞等を目的として植え付けられた、上記の区分に属するもの以外の多年生植物をいい、自然発生のものを除く。</u></p>
用材林 <u>立木</u>	[略]				用材林 [略]
薪炭林 <u>立木</u>	[略]				薪炭林 [略]
収穫樹	りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいう。				収穫樹 <u>A 果樹</u>

	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>		<p>りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次の通り。</p> <p>①園栽培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。</p> <p>②散在樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内或いは田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。</p> <p><u>B 特用樹</u></p> <p>茶、桑、こうぞ等のように、枝葉、樹皮の利用を目的とする樹木をいい園栽培と散在樹の区分は、果樹の例による。</p>																
<table border="1"> <tr> <td>竹 林</td> <td>孟宗竹、<u>ま</u>竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。</td> </tr> <tr> <td>苗木(植木畑)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>その他の立木</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>立毛(農作物)</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	竹 林	孟宗竹、 <u>ま</u> 竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。	苗木(植木畑)	[略]	その他の立木	[略]	立毛(農作物)	[略]			<table border="1"> <tr> <td>竹 林</td> <td>孟宗竹、<u>真</u>竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。</td> </tr> <tr> <td>苗木(植木畑)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>その他の立木</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>立毛(農作物)</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	竹 林	孟宗竹、 <u>真</u> 竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。	苗木(植木畑)	[略]	その他の立木	[略]	立毛(農作物)	[略]
竹 林	孟宗竹、 <u>ま</u> 竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。																		
苗木(植木畑)	[略]																		
その他の立木	[略]																		
立毛(農作物)	[略]																		
竹 林	孟宗竹、 <u>真</u> 竹等で竹材又は筍の収穫を目的としている竹林をいう。																		
苗木(植木畑)	[略]																		
その他の立木	[略]																		
立毛(農作物)	[略]																		
「別記2」～「別記6」(略)		「別記2」～「別記6」(略)																	
備考 改正部分は、下線の部分である。		備考 改正部分は、下線の部分である。																	